

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当グループは、株主、投資家の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様からの信頼をより高め、企業価値の向上を常に目指す経営に取り組んでおります。法律を遵守し経営の健全性を高め、公平で透明性の高い企業活動を進めることが、企業の社会的責任を全うし、企業の社会的信頼を高めることであると認識しております。それ故、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付け、取締役会及び監査等委員会の機能向上をはじめ、リスク管理体制の強化、コンプライアンス意識の向上、そしてIR機能の充実等に努めております。

当社は、次の基本方針を適切に実践し、実効的なコーポレートガバナンス実現に取り組めます。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう的確に対応し、その権利を適切に行使することができる環境を整備するとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
2. 株主のみならず、従業員、顧客、取引先等、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 会社の財務情報・非財務情報について法令に基づく開示を適切に行い、また法令に基づく開示以外の情報開示にも主体的に取り組むとともに、会社の意思決定の透明性・公正性を確保します。
4. 取締役会および監査等委員会は、企業戦略等の方向性の明示、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督等の役割・責務を的確に遂行します。
5. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場合以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の監査等委員以外の取締役は、各営業分野および管理分野に精通した業務執行取締役と、他の上場会社の社長や各種団体の要職経験があり高い見識を持つ社外取締役で構成されています。

また、監査等委員である取締役は、裁判官・弁護士等の経験者と監査法人で豊富な経験を持つ公認会計士を社外取締役として選任し、経理・財務・企画等の社内業務を通じて財務・会計に関する適切な知見を有している常勤監査等委員取締役から構成されています。また、取締役の多くは海外勤務経験も豊富でありグローバルな見識も備えた人材を配しております。

しかしながら、ジェンダーにおける多様性という点では、課題があると認識しており、今後は女性を含むより多様性を備えた人材の確保に向けた検討を鋭意進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社の政策保有に関する基本方針、検証の内容、議決権行使基準については、以下の通りです。

(1) 政策保有株式に関する方針

資本コストを踏まえた資産・資本効率の向上のもと、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本としています。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

個別の政策保有株式については、毎年、取締役会のモニタリング事項として、中長期的な視点に立ち事業戦略、取引先との事業上の関係などを確認し、一定基準に基づいて、保有継続の可否および株式数の見直しを行います。なお、保有の妥当性が認められないと考える場合には、縮減いたします。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式については、当社の保有目的に照らし合わせて、当社の企業価値向上に資するかどうかを確認したうえで、適切に議決権を行使いたします。当社の企業価値および株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な議決権の行使は行いません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役の会社との取引及び競業取引及び利益相反取引は、取締役会での決議を要する旨を取締役会規程にて定めるとともに、全ての役員に対して年一回、関連当事者間取引の有無について確認を実施し、主要株主を含む関連当事者間の取引について管理する体制を構築しています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の運用については、スチュワードシップコードを遵守する複数の運用機関に委託するとともに、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することにより、企業年金受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。また、当該機関からの定期的なレポート等により資産概況や運用状況などの健全性、適正性などを検証、分析するほか、所管の人事総務部担当者が必要に応じて経理部と連携して適宜モニタリングを行うようにしております。なお、当該担当者には年金業務に必要な知識を会得させるため、教育や研修、セミナーに出席させるなど、所管業務のレベルアップを図っています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「人と技術と信頼」という社是のもと、共有すべき価値観・経営理念・中期経営計画を策定しています。その内容につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.kbk.co.jp/ja/csr/>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他基本情報」の「1. 基本的な考え方」および有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本報告書「1. 【取締役報酬関係】報酬の額またはその算定方法の決定方針の有無」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

経営陣幹部の選解任および取締役候補の指名を行うにあたっては、以下記載の「当社が役員に求める人物像」に従って選任する方針とし、客観性および透明性を高めるために独立社外取締役が過半数とする指名委員会（後述【任意の委員会】内容参照）の審議および助言・提言を踏まえ、諮問・答申を経て、取締役会にて決定します。

経営陣の解任にあたっては、上記指名委員会の審議および助言・提言を経て、取締役会にて決定します。

「当社が役員に求める人物像」

- ・当社の社是、価値観、経営理念を理解・共感し、実践できる人
- ・法令・当社規定を遵守するだけでなく、高い倫理観を持ち誠実な人
- ・心身ともに健康で、強い精神力で積極的にチャレンジする人
- ・豊富な経験・経営的知識・広い視野・戦略的思考・先見性・グローバルなセンスを備え、的確な判断をする人

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補者の選任理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行および監査に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」における【取締役関係】に記載しておりますのでご参照ください。社外取締役候補者以外の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営戦略会議、各部門及び各グループ別に担当取締役・執行役員を設置し、経営の意思決定と業務執行の分離を図っています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定します。

経営戦略会議は、代表取締役社長が議長となり、代表取締役全員及び議長が指名した取締役・執行役員から構成され、取締役会で決議された経営目標を達成し、企業価値の最大化を実現するために、経営目標・戦略に関する事項、全社事業計画に関する事項等必要な重要経営事項について審議・決定します。

執行責任者は営業統括本部の下で、当グループの各セグメントに基づく「基幹産業関連部門」「電子・制御システム関連部門」「産業素材関連部門」「機械部品関連部門」並びに「海外事業統括グループ」を、また管理統括本部の下に「管理企画グループ」を設置し、取締役または執行役員を部門長及びグループ長に選任し、取締役会や経営戦略会議で決定された事業計画に基づき、各部門やグループにおける施策の決定や業務遂行を行っています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、客観的・中立的な立場から専門的な知見・経験等を活かした適切な監督又は監査、および助言・提言が行える独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】

取締役の人数は、迅速かつ合理的な経営上の意思決定と、実効性の高い業務執行の監督を行うために適切なものとして、14名以内（監査等委員である取締役4名を含む）と定款において定め、個々の選任に当たっては、原則3-1(4)に記載の取締役候補の指名に関する方針と手続に則り、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、指名委員会の答申に基づき決定します。社外取締役は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事、労務等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、決定します。今後も各分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し引き続き取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

【補充原則4-11-2】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っています。

監査等委員を含む社外取締役3名が、当社以外の他の上場会社等の役員を兼任していますが、他の取締役は当社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役・監査等委員の業務に専念できる体制となっています。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、外部コンサルタントの助言を得ながら取締役会の実効性に関するアンケートを実施しています。

2017年度の評価・分析につきましては、すべての取締役から取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況などのアンケート回答を踏まえ実施しています。

2018年5月の定例取締役会において、2017年度の実効性に関する分析・評価を審議いたしました。この結果、取締役会全体の実効性については十分な実効性が確保されていることを確認いたしました。

また、一方で取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、取締役会資料の提供方法の最適化や、取締役会における経営戦略・方針に関する議論の深化などを、より一層図っていくことなどの課題についても共有いたしました。

今後、当社の取締役会では、以上の分析・評価を踏まえて十分な議論を行い、対応につき検討し迅速にその実行を進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役に対して、各種の教育を社員と同様に実施するとともに、取締役・監査等委員が自らの役割を十分に果たすべく、取締役・監査等委員は各種購読紙を通じた情報・知識の習得や、外部セミナー・勉強会等に積極的に参加し、研鑽に努めることとし、また新任取締役に対しては、外部セミナーや社内会議等各種機会を通じて、会社や取締役の役割責務に関する情報提供を行い、就任後も継続的に本人からの求めに応じて情報提供を行うことを、トレーニングの方針としています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

< 基本的な考え方 >

当社は、株主との積極的な対話を通じ、株主の意見・要望を経営に反映させていくことが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がり、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えていくものと認識しており、株主との円滑な関係が構築できるような体制づくりに努めております。

< 株主との対話促進のための体制 >

(1) 統括責任者

株主との対話に関しては、IR担当取締役を中心に、IR担当部署の経営企画室が代表取締役と対応方法を検討し、適切に対応しています。

- (2) 対話を補助する社内部門との連携
管理・企画部門担当執行役員がIR担当部署である経営企画室長を務めており、管理・企画部門である経営企画室、財務・経理部門、人事・総務部門が、随時関係者会議において決算をはじめとする開示情報に関し各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、IRに関連する全ての部署との有機的な連携を実現しています。
- (3) 対話手段の充実
経営企画室にて株主との個別面談に積極的に対応するとともに、株主・アナリスト向けに半期に一度の決算説明会を開催し、代表取締役とIR担当取締役が直接説明を行うほか、株主に対して配布する株主通信や当社ホームページによる情報開示等において、当社の事業戦略や経営方針について説明するなど、株主の当社理解が深まるような取り組みを行っています。
- (4) 取締役会へのフィードバックの方法
IR活動およびそのフィードバック、また株主異動等の情報については、取締役会へ報告を行うなど、取締役や監査等委員との情報共有を図っています。
- (5) インサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー情報の管理については、社内規程である「インサイダー取引防止規程」において重要情報の管理体制ならびに開示に係る体制を定め対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インタートラスト トラスティーズ ケイマン リミテッド アズ トラスティー オブ ジャパン - アップ ユニット トラスト	3,200,000	9.85
インタートラスト トラスティーズ(ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティー アズ トラスティー オブ ジャパン アップ	1,995,000	6.14
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 IHI口	1,927,904	5.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,314,000	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,300,000	4.00
株式会社三菱UFJ銀行	1,002,574	3.09
株式会社三井住友銀行	987,820	3.04
株式会社ニレコ	757,049	2.33
極東貿易取引先持株会	684,320	2.11
黒田 孝井	644,000	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
釜 和明	他の会社の出身者											
田辺 信彦	弁護士											
荒井 卓一	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

釜 和明		○	釜和明氏は株式会社IHIの相談役であり、当社は、同社の代理・特約店として同社から電機品等を購入しており、また同社に自動制御装置等を販売しておりますが、同社からの仕入高及び売上高は過去数年平均で僅少であり、主要な取引先ではありません。	釜和明氏が相談役である株式会社IHIは当社の主要な取引先には該当せず、また同社は当社株式を退職給付信託IHI口としてみずほ信託銀行株式会社を管理会社とされていますが、その持株比率は10%未満で主要株主には該当しないため、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないと判断しております。 また、同氏は株式会社IHIの社長やその他各種団体の要職を歴任され、経済社会での活躍も長く見識も高いため、独立した立場からの客観的な意見を頂くことが期待できることから、独立役員に指定しております。
田辺 信彦	○	○	——	当社は田辺信彦氏またはその所属する田辺総合法律事務所との間に顧問契約等は締結しておらず、当社のためにする個別の法律事務の委任等も行っていないことから、意思決定に対して影響を与える取引関係には無いと判断しております。 また、法曹界での長期にわたる経験や弁護士としての立場から、株主の負託を受けた公正・中立な立場を保持していると判断しており、独立した立場からの客観的な意見を頂くことが期待できることから、独立役員に指定しております。
荒井 卓一	○	○	荒井卓一氏は、2009年6月まで有限責任あずさ監査法人の代表社員で、2010年1月まで同法人の顧問でありましたが、同法人は2006年6月より当社の会計監査人として会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査を行っています。	荒井卓一氏が2009年6月まで代表社員を、また2010年1月まで顧問を務めていた有限責任あずさ監査法人は、当社の会計監査人ではありますが、退任から7年以上が経過しているため、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないと判断しております。 また長年にわたる公認会計士としての業務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、他社の社外監査役としての経験もあり、独立した立場からの客観的な意見を頂くことが期待できることから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するための監査室を設置するとともに、専属の補助使用人を配置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。
監査等委員会の補助使用人は監査等委員を除く取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会に対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会と会計監査人とは、定期的に会合の上、必要に応じて報告および意見交換を行います。
監査等委員会と監査室は緊密に連携の上、内部監査結果を踏まえた組織上・機能上の問題点等について適宜協議を行います。
監査等委員会、会計監査人および監査室は、定期的に行う三者ミーティングの他、必要に応じて随時情報交換を行い、連携強化に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

(1)設置の目的
取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しております。

(2)各委員会の役割
各委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会に対して答申いたします。
【指名委員会】
・取締役の選任及び解任に関する株主総会議案
・代表取締役、役付取締役の選任及び解職
【報酬委員会】
・取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する株主総会議案
・取締役(監査等委員を除く)及び執行役員が受ける報酬等の方針
・取締役(監査等委員を除く)及び執行役員が受ける各人別の報酬等の内容

(3)構成
(1)設置の目的にて説明のとおり、各委員会の過半数が独立社外取締役としています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)については、役位ごとに定めた固定報酬と業績連動による年次インセンティブ(業績連動賞与)を支給いたします。業績連動額を決定するにあたっては、中期経営計画の達成状況といった中長期の視点や、当該年度の営業利益や予算達成率のような短期的視点などを加味することとしています。また、株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と一層共有し、中長期のインセンティブとなる譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

監査等委員を除く取締役の報酬等の額につきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、報酬等の額を年額360百万円以内(内、社外取締役分は20百万円以内)とし、一方、監査等委員である取締役の報酬等の額を70百万円以内としています。
社外取締役および監査等委員を除く取締役に対して支給される譲渡制限付株式報酬の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額72百万円以内とし、譲渡制限付株式報酬制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年57,600株以内とします(なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査等委員の報酬については、株主総会でそれぞれの総額の限度額を決議しております。取締役については、役位ごとに定めた固定報酬と業績連動による年次インセンティブ(業績連動賞与)を支給いたします。業績連動額を決定するにあたっては、中期経営計画の達成状況といった中長期の視点や、当該年度の営業利益や予算達成率のような短期的視点などを加味することとしています。また、本年度から譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。この制度は、株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と共有し、中長期のインセンティブとして企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めているものと考えています。ただし、非業務執行取締役は固定報酬のみの支給となっています。
決定手続きについては、独立社外取締役が過半数とする報酬委員会(前述【任意的委員会】内容参照)の諮問・答申を経て、取締役会にて決定します。監査等委員の報酬は、監査等委員会の協議によって決定しています。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役に対するサポートは人事総務部が、監査等委員に対するサポートは監査等委員会に関わるスタッフがそれぞれ行っており、定例及び臨時に開催される取締役会、監査等委員会の日程調整や案件によっては資料の事前配布を行っております。
合わせて、社外取締役と社内との連絡・調整に当たる者として、人事総務部長を指名し、社外取締役から指示があった場合には、人事総務部長は各部門からの確な情報を収集し提供を行うこととしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数更新	0 名
----------------------------	-----

その他の事項更新

現時点における対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

「コーポレート・ガバナンス体制」
当社は規模や業態等の実質面から、現行の取締役会・監査等委員会の設置によるコーポレートガバナンス体制が、当社にとって適切かつ合理的であると判断しており、会社法・コーポレートガバナンス・コード等による監視監督機能強化の方向性を念頭に、執行役員制度導入やガバナンス委員会をはじめとする各種機能委員会の運用強化を図っております。また、指名・報酬という重要な事項に関しては、取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、取締役会の任意的諮問機関として「指名委員会」および「報酬委員会」を設置いたしました。
なお、2006年5月12日開催の取締役会において、会社法等に基づく「内部統制システム」構築に関する基本方針について決定し、会社法改正に伴い、2017年6月21日開催の取締役会決議により、当社および子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制、当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制等について、改定を行っております。
今後も引き続き、社会の要求する現代的なコーポレート・ガバナンスの考え方を積極導入し、内部統制システム等も適切に見直すなどして、より適正かつ効率的な体制を実現することといたします。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図は末尾に記載の通りです。

「取締役会及び執行役員制度」

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役を除く取締役の人数を、迅速かつ合理的な経営上の意思決定と、実効性の高い業務執行の監督を行うために適切なものとして10名以内とし、監査等委員である取締役の人数を4名以内として、定款において定めるとともに、執行役員制度を導入しております。2018年6月21日現在、「取締役会」は、11名の取締役で構成されているうち3名が監査等委員である取締役であり、社外取締役は監査等委員である取締役2名を含めて3名であります。非業務執行取締役等との間では、2018年6月21日開催の当社定時株主総会終結後、責任限定契約を締結しております。

社外取締役については、企業経営経験者、弁護士、公認会計士など経済社会で活躍の経験も長く見識も高いことから、経営判断を含め、大所高所からの意見、独立した見地・視点からの客観的な意見を取り入れたいとの当社の考えに基づき選任しており、出席取締役会等においてそうした意見具申を受けております。

また、当社は、2013年度より一部の取締役を執行役員と兼務させることにより、機動的かつ効率的な業務の遂行・管理が行えるようにしております。

「経営戦略会議」

「経営戦略会議」は、代表取締役社長が議長となり、代表取締役全員及び議長が指名した取締役・執行役員から構成され、取締役会で決議された経営目標を達成し、企業価値の最大化を実現するために、経営目標・戦略に関する事項、全社事業計画に関する事項等必要な重要経営事項について審議・決定します。

「ガバナンス委員会」

「ガバナンス委員会」は代表取締役社長直轄の会議体で、コーポレート・ガバナンスにかかる諸施策の企画等を行うほか、当社に既設の「輸出管理委員会」、「財務報告に係る内部統制委員会」、「企業倫理・コンプライアンス委員会」等の各種委員会の運営管理等を行うこととしております。

「監査等委員会」

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員3名で構成し、その内2名は社外取締役であり、社外取締役2名と常勤監査等委員1名により、取締役の職務に対する監査機能を実現しております。

常勤監査等委員大内晋氏は、当社において長年、経理・財務・企画業務を担当しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役については、法令上の要求によるほか、客観的な視点から意見・監査を受けることは有益であるとの当社の考えに基づき選任しており、社外取締役田辺信彦氏からは法曹界での長期にわたる経験や弁護士としての立場から意見具申を受けております。また、社外取締役荒井卓一氏からも、長年にわたる公認会計士としての業務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、同氏からは、公認会計士としての立場から、同様の意見具申を受けております。

監査等委員は、取締役会はもちろん、その他重要な会議に出席し取締役の職務執行を常時監督する体制を取っているほか、内部統制委員会等の各種会議体の審議状況の確認や、監査室、経理部等からの情報収集等を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制やリスク管理システムが適法かつ適正に機能しているか否か等、当社の経営監査等を行っております。また、会計監査人とも適宜意見交換を行っております。

「指名委員会」

「指名委員会」は、独立社外取締役を委員長とし、取締役会長、取締役社長、独立社外取締役の中から独立社外取締役を過半数とする3名以上で構成され、取締役会の諮問に応じて、所定の手続きを踏まえた上で以下の事項について審議し、取締役会に答申いたします。

- ・取締役の選任および解任に関する株主総会議案
- ・代表取締役、役付取締役の選任および解職

「報酬委員会」

「報酬委員会」は、独立社外取締役を委員長とし、取締役社長、管理部門担当取締役、独立社外取締役の中から独立社外取締役を過半数とする3名以上で構成され、取締役会の諮問に応じて以下の事項について審議し、取締役会に答申いたします。

- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する株主総会議案
- ・取締役（監査等委員を除く）および執行役員が受ける報酬等の方針
- ・取締役（監査等委員を除く）および執行役員が受ける各人別の報酬等の内容

「業務監査」

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直属の組織である監査室を設置しております。監査室には3名を配置し、監査計画に基づき業務の適法性や適性性について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告することはもちろん、監査等委員会とも連携し同委員会に対して適宜報告を行っております。

「業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人等」

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員 西野聡人	有限責任 あずさ監査法人
指定社員・業務執行社員 高崎 博	有限責任 あずさ監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレート・ガバナンス体制の構築を重視しております。

また、当社では、多様な視点に基づく経営の決定機能と監督機能の強化を目的として、取締役候補者の中に必ず社外取締役が含まれていることを要件として定めています。社外取締役は全員が当社からの独立性を確保した独立役員であり、専門知識・経験・識見を活かし、多様な視点から客観性、中立性、公正性に基づく発言により、経営の決定機能と監督機能を十分に発揮しております。

なお、指名委員会、報酬委員会は、社外取締役を過半数とする3名以上の取締役により構成されており、社外取締役が委員長を務めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	従来より実施しております。 今年は、2018年6月4日(月)に発送し、発送3日前にWEB開示をさせて頂いております。
集中日を回避した株主総会の設定	従来より実施しております。 今年は、2018年6月21日(木)に開催いたしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	株主・投資家・アナリスト向けに半期に一度の決算説明会を開催し、代表取締役とIR担当取締役が直接説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.kbk.co.jp/ja/ir_index/ 掲載情報: 経営者メッセージ、決算情報、適時開示資料、会社説明会資料、中期経営計画、有価証券報告書、四半期報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画室 所管役員: 取締役専務執行役員 苫米地 信輝 株主に対して配布する株主通信の中で、当社の事業戦略や経営方針について説明しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	極東貿易役職員行動規準において規程しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念・環境方針を定め、環境への負荷ができるだけ少ない製品を優先して購入するグリーン購入促進や、環境保護活動への寄付等を通じて環境保全活動を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）構築に関する基本方針を整備する。なお、当社は、内部統制システムの整備・運用状況について継続的に評価・改善するとともに、内部統制システム構築の基本方針についても適切に見直しを行うなどして、より適正かつ効率的な体制を実現する。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
・取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。
取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、管理担当取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。外部常任委員の少なくとも1名は弁護士とする（2009年6月から外部常任委員の弁護士が委員長となっております。）。
代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。
「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。
職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
・取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。
・取締役会は、取締役、または監査等委員会の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
・取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
・取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。
取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標としての3事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定する。
取締役会は、中期事業計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。
取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。
執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。
取締役会の検討結果に基づき、担当取締役は、実施すべき具体的な計画・施策等を執行役員に策定・遂行させるとともに、執行役員の遂行状況を監督し、執行役員は、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けた上で、次の通り子会社の業務の適正を確保する。
取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。
取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。
代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。
取締役会は、当社及び子会社から成る企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社から成る企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
取締役会は、当社及び子会社から成る企業集団が共有する目標としての3事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社から成る企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。
取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。
監査等委員会及び内部監査部門は、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程に基づき、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・取締役会は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
・補助使用人は、監査等委員会の求める業務知識を有する者とし、監査等委員会の指示に従いその業務を行う。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査等委員会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する

取締役に変更を申し入れる。

- ・取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査等委員会の承認を得る。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査等委員会への報告をさせる。
- ・取締役会は、その他、経営戦略会議、執行役員会等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査等委員会への報告をさせる。
- ・当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
- ・監査等委員会に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役、取締役及び取締役会は、監査等委員会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。
- ・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査等委員会の事務を補助させる。
- ・監査等委員会からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「極東貿易グループ企業行動憲章」および「極東貿易役職員行動規準」において、社会の平和、秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然として対応し断固として対決することを行動指針として明記しております。人事総務部を対応統括部署とし、平素より警察等関係機関と緊密に連携して情報収集を行い対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社としては、あらゆる点から企業価値の向上を目指し、市場から適正な評価を頂けるように経営効率の向上に努めてまいります。現在は買収防衛策は導入しておりませんが、株主価値をそこなう買収に対してはその防衛策も含め、予防措置並びに対抗措置双方の検討を行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

経済のグローバル化、情報化、顧客意識の変化に伴い、国際的に「企業の社会的責任」の認識が高まっているのを受けて、当グループの持続的発展を念頭に、社会や環境との相互関係の中で社会・ステークホルダーの信頼を得るべく、以下の活動を推進中です。

「規範の導入」

- ・極東貿易グループ企業行動憲章(2005年5月導入の「企業行動基準」を2006年10月に変更)
- ・極東貿易役職員行動規準(2005年5月導入の「役職員行動規範」を2008年9月に変更)
- ・個人情報取扱規程(2005年4月導入)
- ・個人情報保護方針(2005年3月導入)
- ・情報セキュリティ管理規程(2008年4月導入)
- ・環境管理方針(2005年7月導入)
- ・グリーン購入に関するガイドライン(2005年10月導入)

「周知・徹底」

上記各規範を社内に公表する一方、繰り返し周知して、全従業員が経営方針を理解し、法の遵守と企業倫理に基づいた行動を取るよう、グループ内の倫理環境の整備、周知徹底と企業文化としての定着を推進いたします。

「社内体制」

当社では、経営理念の1つである法令遵守をより徹底し、コンプライアンス推進を強化するため、当社に代表取締役社長直属の機関である「企業倫理・コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会では、独立性を高めるため社外の弁護士に委員長を委嘱しており、定期的に会を開催してコンプライアンスに関連する諸施策の検討等を行っております。また、同委員会には、企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置しており、外部の窓口には弁護士事務所を指定しております。通報・報告事案で調査等が必要な場合は、委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所からの指導・助言を受けて、公正中立かつ適正に対処することとしております。

また、当社では、組織・役職の責任と権限の明確化、権限の委譲についての枠組みを設定し、「審査部門」や「投融資委員会」等による審査、及び「監査室」による事後チェック体制も充実させており、法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行うこととしております。

「取締役数」

当社の取締役は、14名以内(うち監査等委員である取締役4名以内)とする旨を定款に定めております。

「取締役の選任の決議要件」

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、累積投票によらない旨を定款に定めております。

「株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項及びその理由」

1. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

2. 取締役等の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査等委員(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

3. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

「株主総会の特別決議要件」

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会においてその議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

「適時開示体制の概要」

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次の通りです。

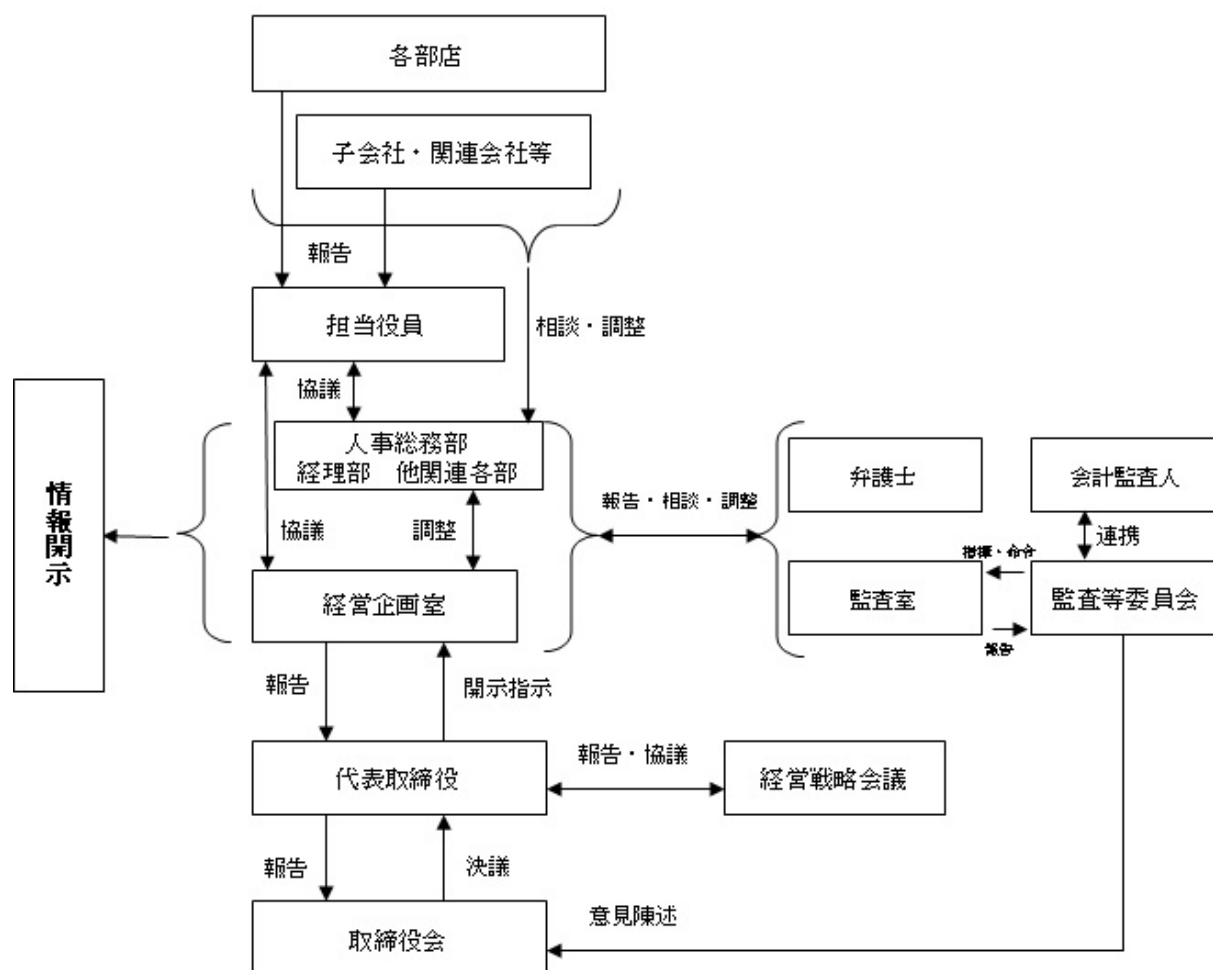
1. 当社各部門・事業所で発生した事実、決算に関する情報、子会社・関連会社等に関する情報等、開示が求められている会社情報については、各担当役員の取り纏めたものが情報開示担当部署である経営企画室に提出され、内容の開示の必要性の有無等について、監査室、監査等委員、会計監査人及び関連各部門との報告・相談・調整を経て、開示に関する社長への報告、必要に応じて取締役会の決議を経た上で公表される流れとなっております。

- 2.社長は、「会議体規程」の定めに従い適宜経営戦略会議を開催し、予め最重要経営事項について協議、情報交換をおこなっております。取締役会では、取締役会規程に基づき重要事項について、適正な審議が行われております。
- 3.当社は、「事務分掌規程」に基づき役職者の所管業務について詳細に職務の分掌を定め、又「職務権限規程」により決定事項や方針の周知徹底・法令や諸規定の遵守について各役職者の責任と権限を明確に定め、業務の組織的かつ効率的な遂行と会社情報が組織的かつ速やかに社内に伝達される体制を整えております。
- 4.当社の内部情報の管理・公表及び役職員の行動基準については、「インサイダー取引防止規程」に定められ適正に管理されております。

「プライバシーマーク」

当社は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、関連法令を遵守し、適正な取扱いを図るべく、個人情報保護マネジメントシステムを構築し、2012年10月にプライバシーマークを取得しています。

適時開示体制の模式図



コーポレート・ガバナンス体制の模式図

